

# かごしま 市議会だより

2014 No.326

平成26年 8月 1日  
編集・発行 / 鹿児島市議会  
☎099-224-1111(市役所代表)  
☎099-216-1454(政務調査課直通)  
〈鹿児島市議会ホームページアドレス〉  
http://www.city.kagoshima.lg.jp/gikai/index.html

第1回臨時会

第2回定例会

## 議会基本条例可決

議長に仮屋秀一氏、副議長に三反園輝男氏を選出

― 正副議長選挙において初の意思表示を実施 ―



## 仲良くジャンプ!!

～ 鹿児島水族館 いるかの時間 ～

### ～ 目次 ～

連載

市議会  
あんな・こんな 第11話～

「生き返った磯の海」

4面

第1回臨時会および第2回定例会の概要、議決された主な議案の要旨

1面

個人質疑から

2～4面

委員会から

4面

可決された意見書の要旨

4面

議会基本条例の制定

5面

議案等に対する各会派等の  
表決態度

6面

委員会の構成

6面

#### 〔第1回臨時会〕

平成26年第1回臨時会は、5月20日に開かれ、新しい正副議長を選出しました。また、特別委員会の中間報告、常任委員会等の委員および議会選出各種役職の選任を行いました。

このほか市税条例の一部を改正する条例などの専決処分2件を承認するとともに、監査委員の選任2件について同意しました。

#### 〔第2回定例会〕

第2回定例会は、6月10日から26日までの17日間にわたって開かれました。

この定例会では、議員発議により、「議会基本条例」を提案し、可決しました。また、「平成26年度鹿児島市一般会計補正予算（第2号）」や「市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例」など議案25件を議決しました。

このほか、「雇用の安定を求める意見書」を可決しました。

#### 議決された主な議案の要旨

##### 〔第1回臨時会〕

▼監査委員の選任について同意を求める件（2件）

・ 崎元ひろのり氏 ・ 中島蔵人氏

##### 〔第2回定例会〕

▼鹿児島市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例制定の件

・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準について定めるもの

▼鹿児島アリーナ条例一部改正の件

・ 鹿児島アリーナの設置目的に観光振興を加えるとともに、同館の管理を地方自治法の規定に基づき指定管理者に行わせるため、条文の整備をするもの

▼鹿児島市一般貸切旅客自動車乗車料条例一部改正の件

・ 一般貸切旅客自動車の公示運賃等の変更に伴い、運賃等の基準額を改めるとともに、関係条文の整備をするもの

▼鹿児島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例一部改正の件

・ 谷山駅周辺地区および谷山第三地区の地区整備計画区域内における建築物の用途等に関する制限を定めるもの

▼平成26年度鹿児島市一般会計補正予算（第2号）

##### ◎ 主な内容

・ 放課後児童健全育成事業費

・ 児童クラブ施設整備事業費

・ IT人材育成事業費

▼教育委員会委員の任命について同意を求める件

・ 桃木野 聡氏

▼公平委員会委員の選任について同意を求める件

・ 森 忠親氏

▼固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件

・ 笹川理子氏

▼人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件

・ 九法悦子氏 ・ 新福郁子氏 ・ 隈元節子氏 ・ 田上一郎氏

# 個人質疑から

インターネット録画放映  
(アクセス方法)  
市議会トップページ → インターネット議会中継・録画

第1回臨時会では1人、第2回定例会では19人の議員が個人質疑を行いました。  
その中から一部を紹介します。  
質疑者は下記のとおりです。

- |                  |                       |                      |
|------------------|-----------------------|----------------------|
| たてやま清隆 議員(日本共産党) | 小森こうぶん 議員(自由民主党新政会)   | わきた 高德 議員(自由民主党維新の会) |
| 小川みさ子 議員(無所属)    | 大園たつや 議員(日本共産党)       | 森山きよみ 議員(社民・市民フォーラム) |
| 松尾まこと 議員(公明党)    | 小森のぶたか 議員(公明党)        | 井上 剛 議員(自民みらい)       |
| 平山たかし 議員(無所属)    | 堀 純 則 議員(自由民主党)       | 鶴 蘭 勝利 議員(自由民主党維新の会) |
| うえだ勇作 議員(自民みらい)  | 北森たかお 議員(社民・市民フォーラム)  | 伊地知 紘 徳 議員(民主市民クラブ)  |
| 桂田みち子 議員(日本共産党)  | 大園 盛 仁 議員(無所属)        |                      |
| のぐち英一郎 議員(無所属)   | ふじくぼ博文 議員(社民・市民フォーラム) |                      |

## 第1回臨時会における個人質疑

### 国民健康保険税条例の一部改正

**問** 国保条例の一部改正の概要は。また、課税限度額を引き上げた根拠と期待する効果は。

**答** 改正の概要は、後期高齢者支援金等課税額および介護納付金課税額の課税限度額をそれぞれ2万円ずつ引き上げるとともに低所得者に係る国保税の軽減措置を拡充するため、5割軽減および2割軽減の対象となる世帯に係る軽減判定所得の基準額を引き上げるものである。また、課税限度額の引き上げについては、本市国保事業特別会計が平成17年度以降、毎年、次年度からの繰上充用を行っており、厳しい財政状況であることから、必要な状況と考へ、国が示した課税限度額としたところである。期待する効果は、一定の負担能力を有する高所得者層の方々から自分の負担を求めることにより負担に関する公平の確保が推進されるものと考えている。

### 第2回定例会における個人質疑の拡充

**問** 市民の健康づくりを推進するため、国民健康保険の加入者を対象としたCKD(慢性腎臓病)予防ネットワーク事業の対象を拡大すべきと考へるが市長の見解は。

**答** CKD予防ネットワークは、現在179名の医師に「かかりつけ医」として登録してもらい、本年6月から本格的に稼働を始め、事業推進に努めているところであるが、一方では、すべての市民の

健康づくりを進めることが重要であると考へており、国保加入者だけでなく、全市民を対象とした事業の拡充について検討するよう、関係部局に指示したところである。



→ CKD予防ネットワークポスター

**解説** CKD予防ネットワーク  
特定健診などで腎機能の低下がみられた人が、CKD登録医と腎臓診療医との連携により適切な医療を受けられるシステム

### 川内原発再稼働に対する市長の認識

**問** 川内原発再稼働に係る住民説明会が薩摩川内市など5市町で開催されるが、30キロ圏内に住民が暮らす本市では開催されないことについて、市長が納得した理由と再稼働に向けての認識は。

**答** 住民説明会については、本市での開催をこれまで要請するとともに、UPZ30キロ圏内にある6市町で協議する中で、複数回にわたり、地域バランスを勘案して開催してもらおうよう、県に伝えてきた。今回、県が6市町に配慮して会場を追加したことやUPZ内の人口等を考慮して判断したこと考へると一定の評価をしたい。また、再稼働に関しては、住民の安全性を確保することが最優先され、安全性が担保されない限り行うべきではないと考へており、このことについては、原子力規制委員会で、厳正に審査され、安全の確認がなされることが最低限必

要であり、今後とも継続して厳正な審査を行ってもらうことが重要であると考へている。



### 原子力災害対策

**問** 本市では、川内原発半径30キロ(UPZ)に遠に多くの人口を抱えているが、特に検討すべき課題である防護措置についての見解は。また、実効性のある原子力災害対策避難計画作りや、福祉施設等の災害時要援護者避難計画の策定は進んでいないが、本市の受け入れ態勢確保についての考へは。

**答** UPZ外の住民等に係る防護措置については、基本的にUPZ内の基準に照らして、国の指示等により実施するものとしている。なお、30キロ圏外の防災対策については、現在、国において検討が進められており、その検討結果を踏まえ、本市としての対応を検討していきたい。

本市の避難計画については、今後、防災訓練等を実施する中で課題等を整理し、実効性を高めていきたい。また、本市のUPZ内における福祉施設等の避難計画については、策定に向け、引き続き支援を行っているところである。

### 買い物弱者対策

**問** 本市の買い物弱者対策について、民間事業者の取り組み状況は。また、国は行政が民間事業者や商店街、地域などと連携をとって取り組むことを提唱しているが、シルバー人材センター等との連携など、今後の取り組みは。

**答** 本市では、近年、移動販売事業者や宅配サービスなど、独自の買い物弱者対策に取り組む民間事業者が増えてきている。

また、シルバー人材センターにおいては、「ワンコインまごころサービス」や、生活支援サービスを行っており、日用品の購入等が不便な状況にある高齢者から相談があった場合は、これらのサービスをを紹介するとともに、同センターと連携して周知広報に努めていきたい。

今後は、民間事業者、商店街、NPO等へ、国・市の施策の周知広報に努め、連携を図りながら、買い物弱者の支援につなげていきたい。



地域自立型買い物弱者支援対策(移動販売車)

### 錦江湾を楽しむ海の魅力づくりの推進

**問** 市長マニフェストの「錦江湾を楽しむ海の魅力づくりの推進」についての市長の思いは。

**答** 市民や観光客の方々に、より気軽に錦江湾の魅力に触れ、楽しんでもらえるよう、錦江湾魅力再発見クルーズなど、これまでさまざまな施策を実施してきているほか、今年度は10月11日、12日の2日間、新たに、錦江湾潮風フェ



スタを開催することになっている。今後は、桜島・錦江湾ジオパークの取り組みを官民一体となって推進していく中で、ハード・ソフトの両面において、これまで以上にバリアフリーの視点にも配慮しながら、第2期観光未来戦略の重点施策の一つである「錦江湾・ウオーターフロントの魅力の活用」の推進を図っていきたい。

### アリーナおよび環境未来館への指定管理者制度の導入

**問** 鹿児島アリーナおよびかごしま環境未来館の条例一部改正の概要と経緯は。また、指定管理者制度導入による市民サービスの向上と経費削減策は。

**答** 鹿児島アリーナは、設置目的に観光振興の文言を加えるとともに、館の管理を指定管理者に行わせるための条文整備を行うほか、休館日を金曜日および年末年始から、年末年始のみにするもので、指定管理者制度による他の体育施設等の管理状況を踏まえ、同制度を導入し、併せて、これまで寄せられた要望等を踏まえ金曜日を閉館することとした。

次に、かごしま環境未来館は、館の管理を指定管理者に行わせるための条文整備を行うもので、環境学習の推進などのソフト事業を含め、環境学習拠点施設としての管理を一体的に行うため、同制度を導入することとした。

両施設とも、自主提案事業の展開等による市民サービスの向上や効率的な管理運営等による経費の削減が期待される。

### 必修化された武道・ダンスの成果と課題

**問** 中学校学習指導要領の改訂で武道とダンスが必修化されて2年が経過したが、生徒の実態に応じた段階的な指導・安全体制との2年間にわたる授業中の事故の発生状況は。また、現状の取り組みにおける成果と課題は。

**答** 指導・安全体制については、管理職研修会や指導者研修会、実技研修会で指導するとともに、チェックリストを活用した健康管理や安全管理に努めているが、平成24年度に柔道19件、剣道2件、25年度に柔道19件、剣道6件の事故が発生しており、主な内容は、骨折や捻挫、打撲などである。

また、現状の取り組みにおける成果としては、礼儀作法や相手を尊重する心、協力する態度等が身に付いたことなどであるが、武道授業中に事故が発生していることから、今後も引き続き、安全体制づくりおよび指導者の資質向上に努めたい。

### 教育委員会制度の改正

**問** 市長は、教育委員会制度に係る法改正の意義をどう捉えているのか。また、改正された法律が平成27年4月に施行された場合、市長は教育にどのように関わっていくのか。

**答** 現在の同制度では、教育委員長と教育長の関係が分かりにくく、責任の所在が明確でないことや、迅速な意思決定がされにくいなどの課題があると言われている。今回の改正は、教育委員長と教育長が一本化され、責任の所在がより明確になるとともに、総合教育

会議を通して首長の教育行政への関与が増すことで、一層の民意の反映が行われるなど、現在のさまざまな課題や問題へ対処したものであると考えている。

これまでも、教育委員会と密に連携し、本市の教育行政に取り組みが急に変わるものではないが、同会議の開催や大綱の策定などを通して、より一層の連携が求められるほか、迅速な判断が求められる場面では、市長としてのリーダーシップを発揮し、的確な対応を図っていきたい。

### 給食時間の現状

**問** 給食時間における喫食時間を十分確保することが重要と考えられているが、給食時間の平均が、小学校で44・1分、中学校で33・7分、喫食時間の平均が小学校で22・6分、中学校で16・2分となっている現状についての見解および改善の余地は。また、改善を求める指摘に対する対応は。

**答** 現在の給食時間は、各学校においてさまざまな条件のもと、職員会議等で検討を重ね決定しており、妥当であると捉えているが、喫食時間については、給食の準備、片付けなどの時間を短縮するほか、配膳の工夫を行うことにより、改善の余地はあると考えている。

また、これまでの指摘に対し、教育委員会としては、「給食指導についてのアンケート調査」を毎年実施するとともに、各学校の準備・喫食・片付け等の時間を把握し、問題点や改善の工夫等について検討を重ねてきており、その結果を担当者会等で各学校に説明す



るなど、学校現場での改善に生かしている。



給食の時間(清水中学校)

### 第二次かごしま市保育計画に基づく保育所整備方針と課題

**問** 第二次かごしま市保育計画に基づく地域ごとの整備目標は。また、現行の認定こども園の現状と新たな増設の見通しは。

**答** 平成26年度の地域ごとの整備目標は、吉野160人、城西60人、荒田・鴨池・郡元および宇宿・紫原160人、伊敷170人、谷山北部50人、谷山南部200人、吉田20人、松元80人の合計900人分の定員増を行うこととしており、年度当初には入所希望者全員が定員内で入所できる枠を確保することとしている。

また、現在の幼保連携型認定こども園は5園、定員数合計は200人となっている。増設の見通しについては、昨年8月に私立幼稚園64園に認定こども園への移行調査を行ったところ、幼保連携型は28カ所の希望があったが、先般、国から公定価格の仮単価が示され、現在、これを踏まえた移行の見込みの調査が実施されている。

### 病児・病後児保育事業の拡大等

**問** 病児・病後児保育事業の過

去2年間の実施状況は。また、実施施設の拡大や対象児童を小学校6年生まで拡充する考えは。

**答** 過去2年間の実施施設数および延べ利用者数は、平成24年度が6カ所で5161人、25年度が7カ所で6337人となっている。実施施設の拡大については、「第二期すこやかこども元気プラン」に掲げた目標値である7カ所を達成したところであり、今後、「子ども・子育て支援事業計画」の策定に当たり、子育てに関するニーズ調査の結果や利用状況等も踏まえ、検討していきたい。

また、対象児童の拡充については、同事業が子ども・子育て支援新制度の中で、地域・子ども子育て支援事業の一つとして位置づけられ、事業の充実が検討されていることから、国の動向に留意していきたいと考えている。

### 本市における認知症高齢者の現状と課題

**問** 本市における認知症高齢者の推移とはいかいかい老人SOSネットワークの概要および認知症高齢者に対する施策と課題は。

**答** 認知症高齢者自立度2以上の人数は、各年度末で、平成23年度約1万8500人、24年度約1万9500人、25年度約1万9700人と増加してきている。

また、同ネットワークは、警察署が、認知症等による徘徊高齢者の情報をファックスでコンビニや交通機関等の関係機関に提供し、地域ぐるみで発見・保護活動を行うもので、本市も参加している。

本市では、認知症サポーターや認知症等見守りメイトを養成するほか、相談窓口の設置等を行い、認知症の人およびその家族の支援等を行っており、今後とも、正し

い知識の普及等を図るとともに、地域で支える体制を構築していくことが課題であると考えている。



認知症サポーターステッカー

### 臨時福祉給付金

**問** ホームレス生活の方や生活困窮の方への臨時福祉給付金周知の具体策と給付のスケジュールは。

**答** 同給付金については、市民のひろばの7月号および8月号と同時配布の特集号等で広く市民にお知らせするほか、ホームレス状態の方については、起居する場所を巡回し、住民票の登録が必要であることなどの制度の周知等を行うとともに、ネットカフェ店等にポスターの掲示を行う予定としている。

また、給付のスケジュールは、8月上旬に、対象になると思われる方に申請書を送付し、郵送申請の受け付けを開始、9月上旬から振り込みを行う予定にしている。

### 人口減少社会における「豊かさ実感都市」

**問** 人口減少社会における「豊かさ実感都市」を目指す本市の対応について、市長の見解は。

**答** 少子高齢化の進行、人口減少局面への移行という時代の大きな潮流の中で、本市のような地方の拠点都市の果たす役割は、ます

ます大きくなってきており、これまで以上に自らの創意工夫と地域特性を生かした取り組みを加速させ、地域の活力を高めていく必要があると考えている。

このことを踏まえ、第五次総合計画に基づき、各面からの施策を着実に推進しているが、先般、国の地域活性化モデルケースに選定されたことを機に、その提案に盛り込んだ、世界文化遺産や世界ジオパークなど世界を視野に入れた観光戦略やにぎわいに満ちたまちなか空間形成を、今後さらに積極的に展開するなど、人口減少の抑制に努めつつ、交流人口の拡大や地域経済の活性化を図り、豊かさが実感できるまちづくりを目指していきたい。

### 所有者が管理を放置している空き家や空き地対策

**問** 本市の「空き家等の適正管理に関する条例」施行後の具体的な相談および対応件数、相談内容とその特徴、今後の対策は。

**答** 空き家等に関する相談は、同条例施行日の平成26年4月1日からの2カ月間で、95件寄せられており、指導により改善されたものが16件、助言・指導中が51件、所有者を調査中のものなどが28件である。

相談内容は、「屋根材が落下しそうで危険」、「草木が生い茂り不衛生」、「不審者の侵入が心配」といったものが多く、適正な管理が速やかになされるよう、関係部署間で連携して所有者等を指導しているが、遠方居住で当事者意識が低い、あるいは所在不明となっているなどの理由により、改善されないケースが多くある。

今後は、現場の状況に即したより速やかな対応ができるよう、対策を研究したいと考えている。

### 本市の「ブラック企業」対策

**問** 本市のブラック企業対策として、これまで具体化された取り組みは。また、本市の委託業務において、雇用環境を守ることに対する見解は。

**答** 具体化した取り組みとしては、「労働環境に係る調査票」の運用を開始したほか、最低制限価格の設定について、各事業課に周知徹底してきた。

また、本市の業務執行において、労働者の適正な雇用環境が確保されることは非常に重要なことであると認識していることから、清掃、警備、受け付けの委託業務受注者に対しては、さらに、雇用状況調査を実施し、雇用保険の加入状況などの確認を行っているが、今後も関係部局と連携し、取り組みを充実させていきたい。

### 合併10年を迎えて

**問** 合併10年を振り返り、合併した5地域の市民にとって向上した市民サービスは。また、合併時点で調整方針が未定であった39項目のうち、平成19年4月の時点で36項目が方向付けされたが、残された項目の取り組みは。

**答** 簡易水道事業の料金無料の取り扱いや桜島フェリーの自家用自動車通勤費助成など、合併後に廃止したものがあがる、道路、学校等の社会基盤の計画的な整備・改修、農林水産業の振興、こども医療費の自己負担額の軽減や友愛タクシー券の交付など行政サービス水準を向上させるための施策を各方面から講じてきた。一方、残された項目については、喜入公民館

を23年度に整備し、本年度は多目的ホールを整備するほか、防災行政無線を全市一体的に整備し、27年度から全面運用する予定であるが、県が定める都市計画区域マスタープランについては、吉田、郡山、松元、喜入の都市計画区域は現状のままとし、見直しは行われていない。

### 交通局施設リニューアル事業

**問** 交通局跡地処分の方考え方および進め方は。

**答** 交通局移転後の跡地については、交通局施設リニューアル事業の財源確保の面から売却を基本とし、公共利用の可能性について確認を行った後、民間事業者への売却について検討することとしている。

また、民間事業者への売却については、本市のまちづくりの観点から踏まえた跡地利用の在り方に関する基本的な方針を策定の上、同方針に沿った提案公募を実施し、提案内容や購入価格等から総合的に評価を行い、売却先を選定したいと考えている。



現在の交通局

### 鹿児島東西道路

**問** 新武岡トンネル供用後も引

き続き建部神社前交差点から中洲電停交差点付近の渋滞が残っているようだが、抜本的な渋滞解消策は。また、市長が会長を務める鹿児島東西・南北幹線道路建設促進期成会の取り組みは。

**答** 抜本的な渋滞解消を図るためには、残る整備区間である(仮称)甲南インターまでの整備に取り組むことが必要であると考えている。

東西幹線道路は、本市の交通体系の骨格となる地域高規格道路であり、交通渋滞の抜本的な解消や物流の効率化の観点などから、必要不可欠な路線である。同期成会においては、これまでも国や県へ早期整備の必要性等を官民一体となつて要請してきており、今後、同インターまでの早期完成が図られるよう、あらゆる機会を捉えて強く要望していきたい。



渋滞中の建部神社前交差点付近

### 委員会から

**問** 新たな認定こども園の設備および運営の基準に関する条例の制定

幼児連携型認定こども園の設備および運営の基準に関する条例の制定について、広く市民意見をとり入れるためのパブリックコメント手続きを行わず、また、利用定員や申請手続きなど、関連する条例に先駆けての提案となつてい

るが、その理由は。

**答** 本市としては、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図るため、第二次かごしま市保育計画において、今年度、900人分の定員拡大を行うこととしていることから、事業者等の施設整備に係る期間の確保等を勘案して、今回提案したところであり、このことは、国が示したスケジュールにおいても、可能な限り6月議会において制定し、事業者等への周知を図ることとされている。

なお、市民参画手続きとしては、教育・保育関係者や子育て当事者を含む公募委員で構成する子ども・子育て会議において審議したところである。

**問** 現在の待機児童の状況を踏まえ、新たな認定こども園については、特に、待機児童の約7割を占める3歳未満児の受け入れが求められると考えるが、このことについては、どのように対応していくのか。

**答** 今年度、定員拡大を予定している900人分のうち、840人分を同園において、また、60人分を既存保育所の増築等において対応することとしている。そのような中で、同園においては、3歳未満児の受け入れは法的には必須となっていないが、幼稚園の空き教室を活用することなどにより3歳未満児の受け入れが可能であると考えていることから、今後、事業者等に対し、積極的な受け入れを要請していきたい。

### 振り込め詐欺等に注意

「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」を装った振り込め詐欺や個人情報情報の詐取にご注意ください。

なお、市議会では、平成21年度に「振り込め詐欺の撲滅に関する決議」を行っております。

### 可決された意見書の要旨

第2回定例会では1件の意見書案を原案どおり可決しました。要旨は次のとおりです。

- 雇用の安定を求める意見書
 

国において、労働法制の適正な運用により雇用の安定と確保を図ることなどを強く要請するため、国会および関係行政庁に対し意見書を提出します。

：提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済再生担当大臣、規制改革担当大臣、総務大臣

### 政務活動費の収支報告書、領収書の閲覧ができます。

平成25年度分から、簡易な手続きでどなたでも閲覧ができるようになりました。閲覧ご希望の方は、市議会事務局総務課までお越しください。

お問い合わせは、市議会事務局総務課  
☎099-216-1450(直通)まで

### 市議会 あんな話・こんな話 第11話

#### 「生き返った磯の海」

市議会は昭和52年度予算に対して、「磯海水浴場については、整備拡充に努力されるとともに、養浜計画については、今後ともさらに検討を続けられたい」という要望を行っていました。磯の海は自然の海岸が徐々に埋め立てられていった本市にとって、ただ一カ所残された「なぎさ」で、海水浴シーズンには、毎年、新たな砂を投入して、ようやく利用できていました。

8倍、砂浜面積は3・5倍に広がりました。完成直後のシーズンには18万人の人出でにぎわいました。また、改修直後の62年7月にはアカウミガメが上陸し、産卵しました。9月には81個がふ化し、見守っていた町内会の人たちの手で錦江湾に放たれました。ウミガメが産卵したのは、戦後初めてのことであったそうです。暑さも一段と厳しくなってきましたが、磯海水浴場で夏を楽しんでみてはいかがでしょうか。



市民ぐるみでウミガメ保護

### 議会基本条例を制定しました

平成26年第2回定例会において、市議会の最高規範となる「鹿児島市議会基本条例」を議員発議により制定しました。  
今後とも、同条例に基づき、さらに市民に分かりやすい議会、開かれた議会を目指して取り組みを進めてまいります。

**【制定の目的】**  
二元代表制の一翼を担う市議会について、その基本理念および基本的事項を定め、議員の役割および活動原則を明らかにすることにより市民の負託に応える議会を実現し、市民福祉の向上および市政の発展に寄与することを目的としています。

### 【条例の概要】

**【議会の活動原則】**  
市長その他の執行機関の市政運営に対する監視および評価を行うこと、市民に開かれた議会を目指し、市民意見の的確な把握に努めて、市政および議会活動に反映させるなど

### 【議員の活動原則】

市民との意見交換を行う等、市民意見の的確な把握に努める  
調査、研究活動等により資質の向上に努め、政策立案や政策提言を積極的に行う など  
**【市民と議会との関係】**  
議会は、議会の会議を原則として公開し、市民に対し積極的にその有する情報を発信するとともに、説明責任を果たし、その透明性の向上に努める  
請願および陳情については、請願および陳情を市民等による幅広い提案や意見と位置付け、積極的に市民等から意見を聴く機会を設けるよう努める など



議会改革に関する先進地視察  
(平成25年8月)



外部講師による議員研修会  
(平成26年1月)



条例議案の提案説明  
(平成26年6月)

### 【市長等と議会との関係】

市長等およびその補助機関は、議長または委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる など

### 【議会の機能強化】

議員は、言論の府である議会の機能を發揮し、政策立案および政策提言を積極的に行うため、議会において、議員間討議による合意形成に努める など

### 【政務活動費】

その使途に関して、透明性を確保する

### 【議員定数】

人口、面積、財政力、事業課題等を類似する他の地方公共団体と比較検討し、議会が市民の意見を十分に反映できることを勘案する など

### 【主な経過】

- 平成24年11月 議会運営委員会で協議する
- 平成25年1月 議会改革の具体的な項目として「議会基本条例の制定」を確認
- 平成25年8月 議長が任意組織である議会改革推進研究会を設置
- 平成25年8月 議会運営委員会で議会改革に関する先進地視察
- 平成25年8月 議会改革推進研究会で議会基本条例の協議を開始
- 平成26年1月 議員研修会の開催
- 平成26年5月 議会改革推進研究会で同条例の素案を作成
- 平成26年5月 研究会が議長へ同条例素案を最終報告
- 平成26年5月 議会運営委員会において条例案として確認
- 平成26年6月 平成26年第2回定例会に議員提案、議決、施行(6月26日)

## 鹿児島市議会基本条例

我が国の地方自治は、日本国憲法によって保障されており、住民の直接選挙により選ばれた議員によって構成される議会は、住民の代表機関及び地方公共団体の意思決定機関としての役割を担っている。

鹿児島市においては、これまで多くの先人たちが、市民福祉の向上と市政の発展のために、不断の努力を積み重ねてきた。

私たち鹿児島市議会は、二元代表制の一翼を担う存在として、市長等の市政運営に対する監視及び評価を行うとともに、自ら政策立案及び政策提言を行うことにより市民の負託に応える責務を有しており、市民に分かりやすい議会、市民に開かれた議会、市民に信頼される議会を築くため、ここに本市議会の最高規範となる鹿児島市議会基本条例を制定し、市民福祉の向上および市政の発展に寄与していくことを目指すものである。

### 第1章 目的

**第1条** この条例は、本市における二元代表制の一翼を担う鹿児島市議会(以下「議会」という。)について、その基本理念及び基本的事項を定め、議会及び鹿児島市議会議員(以下「議員」という。)の役割及び活動原則を明らかにすることにより市民の負託に応える議会を実現し、もって市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

### 第2章 議会及び議員の活動原則

**第2条** 議会は、市民を代表する機関として常に市政の公平性、透明性及び信頼性を確保するため、次に掲げる原則に基づき分かりやすい活動を行うものとする。

- 市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の市政運営に対する監視及び評価を行うこと。
- 市民に開かれた議会を目指し、市民意見の的確な把握に努めて、市政及び議会活動に反映させること。
- 提出された議案、請願及び陳情の審議又は審査を行うとともに、政策立案を行うこと。
- 市民に分かりやすい議会運営に努めること。(議員の活動原則)

**第3条** 議員は、市民の代表者であることを自覚し、市民福祉の向上を目指して、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- 市民との意見交換を行う等、市民意見の的確な把握に努めること。
- 調査、研究活動等により資質の向上に努め、政策立案や政策提言を積極的に行うこと。
- 自らの議会活動について、市民への説明責任を果たすよう努めること。(会派)

**第4条** 議員は、議会活動を行うため、同一の政策上の理念を有する議員で構成する会派を結成できるものとする。

### 第3章 市民と議会との関係

(情報の公開)  
**第5条** 議会は、議会の会議を原則として公開し、市民に対し積極的にその有する情報を発信するとともに、説明責任を果たし、その透明性の向上に努めるものとする。

(請願及び陳情)  
**第6条** 議会は、請願及び陳情を市民等による幅広い提案や意見と位置付け、鹿児島市議会会議規則(昭和42年議会告示第1号。以下「会議規則」という。)等の定めるところにより、積極的に市民等から意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。(広報広聴活動の充実)

**第7条** 議会は、議会広報紙を発行し、市民に議会活動を報告するとともに、市民への情報提供及び市民からの意見聴取に努めるものとする。(参考人及び公聴会の活用)

**第8条** 議会は、会議規則及び鹿児島市議会委員会条例(昭和42年条例第132号)の定めるところにより、必要に応じて参考人及び公聴会を活用し、市民等の意見を議会における審議又は審査に反映させるよう努めるものとする。

### 第4章 市長等と議会との関係

(市長等との関係の基本原則)  
**第9条** 議会は、市長等との間において、次に掲げるところにより常に緊張関係を保持し、市政運営に対する監視及び評価を行うものとする。

- 本会議及び委員会において審議、審査、質疑応答等を行うに当たっては、論点及び争点を明確にすること。
  - 議会は、市長等が提案する政策等について必要な情報を明らかにするよう求めること。
- 2 鹿児島市議会議長(以下「議長」という。)から本会議及び委員会に出席を要請された市長等及びその補助機関は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。

### 第5章 議会運営

(議会運営)  
**第10条** 議会は、公正かつ効率的な議会運営に努めるものとする。(議長)

**第11条** 議長は、議会を代表する立場として公正中立に職務を遂行するとともに、この条例の趣旨を十分に理解し、円滑かつ効率的な議会運営に努めるものとする。この場合において、議長は、必要があると認めるときは、会派の代表者の意見を聴くことができるものとする。

2 議長は、議会に関する事務を統一的に処理するため、議会の事務局職員を適切に指揮監督し、当該職員的能力の向上を図るよう努めるものとする。(議長及び副議長の選出)

**第12条** 議長及び副議長の選出については、その過程を明らかにする方策を取るものとし、議長又は副議長を志す者が議会運営に係る所信を表明するなどの具体的な手続については、別に定めるものとする。

### 第6章 議会の機能強化

(議員研修)  
**第13条** 議会は、市政運営に対する監視及び評価並

びに市政に対する政策立案及び政策提言に関する機能の強化を図るため、積極的に議員研修を実施するものとする。

(他地方公共団体議会との交流及び連携)  
**第14条** 議会は、他地方公共団体議会と積極的に交流及び連携を図るとともに、政策及び政策運営について意見の交換を行い、その結果を市政に反映させるよう努めるものとする。

(議員間討議による合意形成)  
**第15条** 議員は、言論の府である議会の機能を發揮し、政策立案及び政策提言を積極的にを行うため、議会において、議員間討議による合意形成に努めるものとする。

### 第7章 政務活動費

(政務活動費)  
**第16条** 政務活動費の執行に当たっては、鹿児島市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年条例第20号)に基づいて行い、その使途に関しては、透明性を確保するものとする。

### 第8章 議員定数及び議員報酬

(議員定数)  
**第17条** 議員定数の改正に当たっては、人口、面積、財政力、事業課題等を類似する他地方公共団体と比較検討し、議会が市民の意見を十分に反映できることを勘案するものとする。

(議員報酬)  
**第18条** 議員報酬は、市民の負託に応える議員活動の対価であることに鑑み、社会の経済情勢、本市の財政状況、類似する他地方公共団体の議員報酬等を勘案するものとする。

### 第9章 議会の体制整備

(議会図書室)  
**第19条** 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第19項の規定により設置する議会図書室を適正に管理運営し、その図書、資料等の充実に努めるものとする。

### 第10章 議員の政治倫理

(議員の政治倫理)  
**第20条** 議員は、市民全体の代表者として市政に携わる権能と責務を深く自覚し、市民の信頼に値する高い倫理性を持つよう努めるものとする。

### 第11章 他の条例等との関係及び見直し手続

(他の条例等との関係)  
**第21条** この条例は、議会に関する基本理念及び基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例、規則等を新たに制定し、又は廃止する場合には、この条例との整合を図るものとする。(見直し手続)

**第22条** この条例を改正するに当たっては、議会は、常に市民の意見、社会経済情勢の変化等を勘案し、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の措置を講ずるに当たっては、検討の過程及び理由を明らかにするものとする。

付 則  
この条例は、公布の日から施行する。

議案等に対する各会派等の表決態度

○賛成 ×反対

議案	件名	自由民主党維新の会	自由民主党新政会	社民・市民フォーラム	公明党	自民みらい	民主市民クラブ	自由民主党	日本共産党	無所属A	無所属B	無所属C	無所属D	無所属E	結果
議	【第1回臨時会(5月)】														承認
	▼専決処分の承認を求める件〔鹿児島市税条例の一部を改正する条例〕	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	▼専決処分の承認を求める件〔鹿児島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例〕	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
	▼監査委員の選任について同意を求める件〔2件〕	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	【第2回定例会(6月)】														可決
	▼鹿児島市税条例一部改正の件	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	
	▼鹿児島市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	
	▼鹿児島市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例一部改正の件														
	▼鹿児島市特別会計条例等一部改正の件														
	▼鹿児島アリーナ条例一部改正の件														
▼鹿児島市一般貸切旅客自動車乗車料条例一部改正の件															
▼新たに生じた土地を確認する件〔鹿児島港(新港区)内公有水面埋立地〕															
▼町の区域の変更に関する件〔新たに生じた公有水面埋立地の城南町への編入〕															
▼鹿児島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例一部改正の件															
▼鹿児島市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例一部改正の件															
▼かごしま環境未来館条例一部改正の件															
▼自動車購入の件〔大型化学高所放水車1台〕	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
▼自動車購入の件〔消防ポンプ自動車2台〕															
▼無線機購入の件〔消防無線機〕															
▼消防団員退職報償金条例一部改正の件															
▼鹿児島市火災予防条例一部改正の件															
▼平成26年度鹿児島市一般会計補正予算(第2号)															
▼平成26年度鹿児島市交通事業特別会計補正予算(第1号)															
▼平成26年度鹿児島市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)															
▼鹿児島市議会基本条例制定の件															
▼専決処分の承認を求める件〔平成26年度鹿児島市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)〕	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認	
▼教育委員会委員の任命について同意を求める件															
▼公平委員会委員の選任について同意を求める件															
▼固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意	
▼人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
意見書案	【第2回定例会(6月)】														可決
	▼雇用の安定を求める意見書提出の件	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	▼集団的自衛権行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことを求める意見書提出の件	×	×	○	×	×	○	×	○	○	○	○	○	×	否決
	▼空手道の東京五輪正式競技への採択を求める意見書提出の件	○	×	×	×	○	○	×	×	×	×	○	×		

会派名等	議員数	所属議員名				会派名等	議員数	所属議員名				
自由民主党 維新の会	11人	霜出佳寿 柿元一雄 幾村清徳	さとう高広 志摩れい子 鶴 蘭 勝利	瀬戸山つよし 谷川修一 平山 哲	わきた高德 中島蔵人	自民みらい	5人	藪田裕之 政田けいじ	井上 剛 田中良一 うえだ勇作	民主市民クラブ	4人	伊地知紘徳 三反園輝男 ふじた太一 片平孝市
自由民主党 新政会	7人	奥山よしじろう 小森こうぶん	川越桂路 上門秀彦	山口たけし 長田徳太郎	仮屋秀一	自由民主党	3人	堀 純則 たてやま清隆	古江尚子 桂田みち子 大園たつや	日本共産党	3人	平山たかし 小川みさ子 のぐち英一郎
社民・市民 フォーラム	6人	中原 力 森山きよみ	大森 忍 秋広正健	ふじくぼ博文 北森たかお		無所属A	1人	大園盛仁		無所属B	1人	米山たいすけ
公明党	6人	しらが郁代 小森のぶたか	松尾まこと 崎元ひろのり	上田ゆういち 長浜昌三		無所属C	1人			無所属D	1人	
						無所属E	1人					

委員会の構成

(平成26年5月20日現在)

委員会	定数	現員	委員(◎委員長 ○副委員長)		所管事項	委員会	定数	現員	委員(◎委員長 ○副委員長)		調査・審査事項
常任委員会	10人	10人	◎谷川修一	仮屋秀一	総務局、企画財政局、会計管理室、消防局、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の所管に属する事項並びに他の委員会の所管に属しない事項	議会運営委員会	12人	12人	◎川越桂路	ふじくぼ博文	1 議会の運営に関する事項 2 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 3 議長の諮問に関する事項
			○米山たいすけ	志摩れい子					○伊地知紘徳	井上 剛	
設置委員会	10人	10人	大園たつや	北森たかお	市民局及び健康福祉局の所管に属する事項	特別委員会	12人	12人	◎平山 哲	山口たけし	桜島火山の継続的な爆発に伴う降灰対策等について調査検討を行い、国・県の財政措置を含めた各種施策のより一層の充実強化を期すため、関係当局への意見反映をはかる。
			上田ゆういち	政田けいじ					○上田ゆういち	田中良一	
環境文教	10人	10人	奥山よしじろう	片平孝市	建設局の所管に属する事項	都市整備対策	12人	12人	◎大園たつや	古江尚子	本市が当面している都市整備問題(河川改修、港湾整備、パイパス建設、国道226号整備、鹿児島中央駅周辺の課題)について調査検討を行い、関係当局への意見反映をはかる。
			◎大森 忍	伊地知紘徳					○鶴 蘭 勝利	柿元一雄	
			○小川みさ子	崎元ひろのり					◎大園たつや	古江尚子	
			中原 力	幾村清徳					○鶴 蘭 勝利	柿元一雄	
			瀬戸山つよし	幾村清徳					しらが郁代	森山きよみ	
			堀 純則	上門秀彦					藪田裕之	中島蔵人	
			◎柿元一雄	川越桂路					松尾まこと	ふじた太一	
			○ふじた太一	田中良一					川越桂路	長田徳太郎	
			霜出佳寿	森山きよみ							
			桂田みち子	中島蔵人							
			小森のぶたか	入船 攻							